

学童期日本脳炎（2期）予防接種を受けましょう

対象 9歳以上で1期を完了している13歳未満の人

※積極的な接種勧奨の見合わせ期間のため接種できなかった人への特例措置として、平成9年4月2日生まれから平成19年4月1日生まれで20歳未満の人は、1期・2期の不足回数分を接種することができます。母子健康手帳を確認し、残りの回数を接種しましょう。

接種方法 実施医療機関での個別接種（要予約）。詳しくは学校からの通知（1月に亀岡市立小学校、京都府立丹波支援学校の各4年生へ配布）をご覧ください。市外の小学校に通学している人は、健康増進課へ相談してください。受け方などを案内します。

接種費用 無料

持ち物 母子健康手帳、日本脳炎予防接種予診票

問 市役所1階健康増進課

TEL25-5004

（健康増進課）

MR（麻しん風しん混合）2期の予防接種について

麻しん（はしか）は感染力が強く、中耳炎、脳炎、肺炎などを併発することのある命にかかわる病気です。風しんは関節痛、脳炎などを併発したり、妊婦が妊娠早期にかかる心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った児が生まれる可能性が高くなります。

接種対象年齢の人は早めに接種してください。

対象 2期：小学校就学前の1年間にある人（いわゆる年長児に相当する平成23年4月2日生まれから平成24年4月1日生まれの人）

接種期間 3月31日（土）まで

接種費用 接種対象期間中は無料

接種方法 実施医療機関で個別接種

※亀岡市外の医療機関で接種を希望される場合は事前に健康増進課

へ相談してください。

問 市役所1階健康増進課

TEL25-5004

（健康増進課）

学童期2種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種を受けましょう

対象 11歳以上13歳未満の人

接種方法 実施医療機関での個別接種（要予約）。詳しくは学校からの通知（平成29年6月に亀岡市立小学校、京都府立丹波支援学校の各6年生へ配布）を確認してください。市外の小学校に通学している人は、健康増進課へ相談してください。受け方などを案内します。

接種費用 無料

持ち物 母子健康手帳、DT（2種混合）予防接種予診票

問 市役所1階健康増進課

TEL25-5004

（健康増進課）

国民年金のお知らせ ■■ こなときは届け出を ■■

国民年金被保険者期間中（20歳以上60歳未満）に被保険者の種別などが変更になる場合は、届け出が必要です。必ず届け出をしてください。なお、3月1日（木）以降に市役所で年金関係の届け出や申請を行う場合、届書や申請書にマイナンバーの記載が必要となりますので、手続きの際には本人確認ができるもの（運転免許証など）とマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）を忘れずにお持ちください。

○自営業・学生など（第1号被保険者）

こなとき	変更後の種別	届け出先	必要な書類など
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先	年金手帳
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先	年金手帳

○会社員・公務員（第2号被保険者）

こなとき	変更後の種別	届け出先	必要な書類など
退職（職場の年金を脱退）した	第1号被保険者	市役所	年金手帳、印鑑、離職票など退職日の分かる証明書類
退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先	年金手帳
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先	年金手帳

○会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こなとき	変更後の種別	届け出先	必要な書類など
配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	市役所	年金手帳、印鑑、離婚・死別した年月日が確認できる証明書類、扶養からはずれた年月日が確認できる証明書類
収入が増えて配偶者に扶養されなくなった			年金手帳、印鑑、扶養からはずれた年月日が確認できる証明書類
配偶者が退職して第1号被保険者になった			年金手帳、印鑑、離職票など配偶者の退職日が分かる証明書類
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先	年金手帳
配偶者が退職し、すぐに再就職し、引き続き扶養されるようになった	第3号被保険者	新しい勤務先	年金手帳

問 市役所1階市民課国民年金係（4番窓口） TEL25-5020、FAX25-5021

（市民課）

確定申告はe-Taxを使えば自宅から申告することができます！

詳細などお問い合わせは、園部税務署（TEL0771-62-0340）まで